

事務連絡
令和3年3月8日

一般社団法人富山県建設業協会
会長 竹内 茂 殿

富山県土木部長

富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度試行要領の
一部改正について

このことについて、余裕期間制度要領について、下記のとおり一部改正したのでお知らせします。

つきましては、貴会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

余裕期間制度試行要領の一部改正

○第4条（工事の始期及び終期）について
「90日以内」を「180日以内」とする。

2 施行時期

令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

（事務担当）

管理課入札・契約係
建設技術企画課技術指導係